

法人等の実質的支配者（ＢＯ）に係る情報の把握等に関する
有識者会議の開催について

令和 8 年 9 月 14 日
内閣官房長官決裁

1. 趣旨

我が国を取り巻く国際経済環境が日々変化する中、実体のない法人等及び信託を悪用する事例が国際的に明らかになり、法人等の実質的支配者（ＢＯ：Beneficial Ownership）情報の把握等が必要であるとの問題意識が高まっている。これに関しては、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する多国間の枠組みであるＦＡＴＦ（Financial Action Task Force）においても各国に対して厳格な対応が求められているところであり、我が国としても国際基準に沿った制度整備の検討が必要である。

また、国内においても、匿名・流動型犯罪グループ等による特殊詐欺を始めとして、マネー・ローンダリング等の目的で実体のない法人が悪用されるおそれが生じているほか、日本の土地等を所有する法人の支配関係の透明性の確保、許認可等の行政事務の適正な遂行などの観点からも、法人等の実質的支配者（ＢＯ）情報の把握の必要性が高まっており、その把握等に関する制度整備に向けた検討が必要である。

このため、法人等の実質的支配者（ＢＯ）に係る情報の把握等の在り方について高い識見を有する方々から御意見や御助言を頂くことを目的として、法人等の実質的支配者（ＢＯ）に係る情報の把握等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （１）有識者会議は、別紙に掲げる有識者により構成して開催する。
- （２）有識者会議の座長は、互選により決定する。
- （３）有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

有識者会議の庶務は、内閣官房において処理する。

4. その他

前三項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

1. 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 11 年 6 月 30 日をもって、その効力を失う。ただし、附則第 3 項の必要な措置によって規程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。
2. 今後、有識者会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。
3. 内閣官房は、附則第 1 項の期限までに、有識者会議の運営状況等を勘案し、期限経過後の有識者会議の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。

(別紙)

法人等の実質的支配者（ＢＯ）に係る情報の把握等に関する有識者会議 構成員

江藤 名保子 学習院大学法学部教授

太田 洋 弁護士

神作 裕之 学習院大学法学部教授

木村 旬 (株) 毎日新聞社論説委員

清田 次郎 (一社) 全国銀行協会委員会室長 (みずほ銀行執行役員全銀協会長行室長)

下坂 朝子 (一社) 日本経済団体連合会国際協力本部長

杉山 晶子 東洋大学経営学部会計ファイナンス学科教授

中島 宏 (公社) 関西経済連合会理事経済調査部長

山口 博臣 日本労働組合総連合会経済政策局長

渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(敬称略、五十音順)